

指定難病の医療費助成制度 「軽症者特例」のご案内

指定難病の医療費助成制度では、指定難病に罹患していると認められた方で、**病状の程度が疾患ごとに定められた重症度を満たさない方**でも、支給認定申請日の属する月以前の12月以内に、指定難病による医療費の総額が33,330円を超える月が3月以上ある方は「軽症者特例」として医療費助成を受けることができます。

ただし、指定難病発症日から申請まで12月以内の場合は、その発症月から申請日の属する月となります。

申請手続きについて

◎特定医療費の支給認定申請に必要な書類一式に、次の書類を添付してください。

なお、支給認定申請書には、自己負担上限額の特例のうち、「軽症者特例」にをしてください。

- ①「軽症者特例」として新規申請する場合
領収書等月ごとの医療費総額が確認できる書類の写し
- ②更新申請の場合
自己負担上限額管理票の写し



申請に必要な医療費の計算方法

◎医療費総額が33,330円を超える月数の算定期間は、次のうちいずれか短い方の期間となります。

- ①支給認定申請日の属する月から12月前までの期間
- ②指定難病の発症月から支給認定申請日の属する月までの期間

- ◎医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、保険分を含めた総額（10割分）です
- ◎医療費総額には、指定難病に係る医療機関での診療のほか、調剤や訪問看護利用分も含まれます

【医療費を計算する期間の例】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	認否
1年以上前に発症	○							○				(3回目)軽症者特例の申請 ○	○
指定難病の治療													
				○		発症月		○				軽症者特例の申請 ○	×
指定難病の治療													
									【最短での申請】	発症月	○	○	○
指定難病の治療													
												○	○

◎医療費総額が33,330円を超えた月

申請の窓口について

◎申請手続きは、お住まいの地域を所管する保健所で行ってください。

松江
保健所

医事・難病支援課
松江市東津田町1741-3
TEL 0852-23-1315

雲南
保健所

医事・難病支援課
雲南市木次町里方531-1
TEL 0854-42-9638

出雲
保健所

医事・難病支援課
出雲市塩治町223-1
TEL 0853-21-1191

県央
保健所

医事・難病支援課
大田市長久町長久ハ7-1
TEL 0854-84-9826

浜田
保健所

医事・難病支援課
浜田市片庭町254
TEL 0855-29-5555

益田
保健所

医事・難病支援課
益田市昭和町13-1
TEL 0856-31-9548

隠岐
保健所

総務医事課
隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
TEL 08512-2-9701

隠岐
保健所

島前保健環境課
隠岐郡西ノ島町別府飯田56-17
TEL 08514-7-8121